

入札説明書

令和4年札幌市告示第661号に基づく入札等については、札幌市契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和4年2月24日

2 契約担当部局 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市保健福祉局総務部保護自立支援課 電話 011-211-2992
メールアドレス seikatsuhogo@city.sapporo.jp

3 入札に付する事項

(1) 調達名称

行旅死亡人等の取扱業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 納入期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

(4) 作業場所

仕様書による。

(5) 入札の方法

単価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、契約金額については、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税の相当額として当該入札記載額の10%相当額を加算した額とする。（なお、契約月額の設定に際し、1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成30～令和3年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種分類が「その他サービス業」に登録されている者であること。

(3) 貨物自動車運送事業法に基づき、一般貨物自動車運送事業として国土交通大臣から許可を受け、霊柩車等により遺体を搬送できる者であること。

(4) 遺体を安置する保管所を有している者であること。

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再

生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5 入札書の提出方法等

(1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所、問い合わせ先
上記 2 に同じ。

なお、契約条項は札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードできる。

(掲載先 URL:<http://www.city.sapporo.jp/hokenfukushi/nyusatu/keiyaku-ippan.html>)

(2) 入札書受領期限、開札の日時及び場所

入札書受領期限

令和 4 年 3 月 14 日（月）16 時 00 分まで（送付の場合は必着のこと。）

開札の日時及び場所

令和 4 年 3 月 16 日（水）10 時 00 分 札幌市役所本庁舎地下 1 階 1 号会議室

(3) 入札書の提出方法

ア 入札書は、様式 1 にて作成し、直接提出する場合は、封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 4 年 3 月 16 日 10 時 00 分開札（行旅死亡人等の取扱業務）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。

イ 入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 4 年 3 月 16 日 10 時 00 分開札（行旅死亡人等の取扱業務）の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札者の受領期限までに到着するよう送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

別添「質問書」により書面による持参、送付又は E メールにより提出すること。

なお、ファクシミリは不可とする。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記 2 の契約担当部局へ、上記 1 の告示日から令和 4 年 3 月 9 日（水）17 時までに提出すること（持参による場合は、札幌市役所の閉庁日を除く各日 9 時 00 分から 17 時 00 分まで）。

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、E メールにより回答する。なお、質問に対する回答書は、令和4年3月11日（金）17時00分までに札幌市保健福祉局ホームページ（5（1）に掲げるURL）に掲載する。

(5) 入札の無効

本説明書に示した競争参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に競争入札参加資格者の氏名又は名称及び住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に代理委任状（様式2）を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札

ア 開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち合わせない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状（様式2）を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときには、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

カ 入札結果については、原則として令和4年3月25日（金）16時までに、本市保

健福祉局インターネットホームページに掲載する。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定の日の翌日から起算して5日後(5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日)までに納付しなければならない。なお、指定期日までに納付がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の定めに基づき参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除する。

(3) 入札者に要求される事項

ア この一般競争入札に参加を希望する者は、「競争入札参加資格認定通知書」及び「一般貨物自動車運送事業（霊きゅう限定）の許可を取得していることを証明するものの写し」を添付して、上記5(2)に掲げる期限までに、入札書とは別に提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後これらの不明を理由として異議を申し出ることにはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が、2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 免税事業者であることの申出

落札者が消費税法（昭和63年法律第108号）に基づく消費税及び地方消費税法（昭和25年法律第226号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合、消費税

及び地方消費税免税事業者申出書（様式3）を提出すること。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約書（案）

別紙「契約書（案）」のとおり